平成２２年（フ）第２８５号
長野県松本市井川城３丁目12番57号
債務者　関　沙耶香
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第３９６号
長野県木曽郡木曽町三岳3201番地１
債務者　小林　年幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７４４号
岐阜市加納本町９丁目19番地
債務者　小見山昭彦
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７４５号
岐阜市加納本町９丁目19番地
債務者　小見山美代子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第３５２０号
名古屋市名東区猪子石２丁目806番地　ロイヤルカトー３Ｄ号
債務者　高橋　昌美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６５１号
名古屋市中区松原１丁目15番９号　ナビシティ大須Ⅱ501号、住民票上の住所名古屋市中区大須２丁目18番14号
債務者　南　裕規子（旧姓伊佐治・西浦）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７６３号
愛知県春日井市不二ガ丘３丁目89番地
債務者　柴田真理子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７号
愛知県日進市浅田町平子４番地213　キングスコート赤池702
債務者　山内　　豊
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６２号
名古屋市西区江向町５丁目17番地　美邦ハイツパートⅤ103号
債務者　福岡　　昭
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５号
滋賀県近江八幡市船木町1485番地８
債務者　最所　和子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３７号
神戸市兵庫区荒田町２丁目20番208号
債務者　石村　　博
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
神戸市北区桂木２丁目16番地の12
債務者　若山　明利
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８０号
神戸市須磨区南落合４丁目１番177―711号、住民票上の住所神戸市兵庫区荒田町２丁目３番２号島田マンション１Ｆ
債務者　石田ひとみ
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１号
神戸市垂水区神陵台４丁目１番55―406号春名方、従前の住所神奈川県大和市南林間１丁目17番19号
債務者　小平　直矢
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４号
神戸市東灘区北青木２丁目９番27号中田マンション201号、住民票上の住所東京都葛飾区東金町１丁目36番４―1025号
債務者　黒原　健一
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４４号
福岡県久留米市江戸屋敷１丁目８番45号　サンライズ弐番館101号
債務者　紫原　大地
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４８４号
福岡県久留米市野中町430番地１　マルイチ荘１号
債務者　宮崎　浩美
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部